

物品売買契約条項

(総 則)

第1条 この契約に定める条件に従い、乙は仕様書等（仕様書、図面、承認図面、見本及びその他参考図書。以下同じ。）に基づきこの契約の給付の目的である物品（「契約物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ）」という。）を契約期限（以下「納期」という。）までに、甲の指定する場所（以下「納地」という。）において契約物品を甲に引渡し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第2条 乙は甲の書面による承認を得ないで、この契約の全部又は一部を第三者に委託し若しくはこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ或いは担保に供してはならない。

(契約金額)

第3条 契約金額には梱包費、運賃及び設置費を含むものとする。

(契約の変更)

第4条 甲は乙と協議のうえ、乙が契約物品の引渡しを完了するまでの間において仕様書等・納期・納地その他この契約に定める条件を変更することができる。

2 前項により契約金額の変更を要するときは、甲乙協議のうえこれを行なうものとする。

3 契約金額の変更を行なうときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出しなければならない。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第6条 乙は、契約物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないうように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これに

よって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

（納期猶予）

第7条 乙は、納期までに契約の履行を完了できないおそれがある場合には、甲に納期猶予の申請をしなければならない。

2 甲は、前項の申請があった場合、契約の目的達成に支障がないと認められるときには納期を猶予することができる。

3 乙は、納期が過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

（遅滞料）

第8条 納期猶予の承認にあたり、納期の猶予の原因又は理由が乙（再委託者等を含む。）の責に帰すべきものと判断された場合には、乙は、延納日数に応じ、遅滞1日につき、延納分に相当する代金の1000分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき理由により、納期までに納期猶予の申請を提出しない場合、又は納期後契約物品を納入場所に持ち込んだ場合には、納期又は猶予期限として定められた日の翌日から、申請書を提出した日又は履行を行った日のいずれか早い期間までの日数1日につき遅滞分に相当する代金の1000分の3に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（遅延利息）

第9条 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに前条の遅滞料を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該遅滞料に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（労働争議の通知）

第10条 乙は労働争議によりこの契約の履行を遅滞するおそれがあると認めるときは、直ちにそれに関係あるすべての情報を甲に書面をもって通知しなければならない。

（給付の終了）

第11条 乙は納品書により契約物品を納入場所に持込むとともにその旨を甲に届出なければならない。

2 甲は前項の届出に対しては天災地変その他止むを得ない事由によるほかは受理を拒否することはできない。

3 第1項の規定により甲が乙から給付を終了した旨の届出を受理した日をもって、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条に規定する「給付を終了した旨の通知を受けた日」とする。

（受領の際の検査及び検査期間）

第12条 受領の際の検査は前条第1項の規定による納入の届出のあった契約物品の数量等についての確認を行なう。

2 前項の検査は前条第3項の規定による「給付を終了した旨の通知を受けた日」から起算して10日（以下「検査期間」という。）以内の日に完了しなければならない。

3 受領の際の検査の結果、契約物品の全部又は一部が不合格であることを発見したときは、甲はその契約物品を不合格とし、修補又は良品に代えることを命ずるか或いは解約することができる。

4 前項の場合における再検査は修補又は良品に代えた旨の通知を受けた日から検査期間以内の日とする。

5 修補又は良品との取替えに要する費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第13条 契約物品の所有権は、甲が受領の際の検査の結果当該契約物品を合格品と認めたときをもって乙から甲に移転するものとする。

（危険負担）

第14条 前条の規定による所有権の移転前に生じた契約物品の滅失き損その他の損害は乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失によった場合はその限りではない。

（契約不適合）

第15条 甲は乙の納入した契約物品について、納入後1年以内に隠れた契約不適合（納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの。以下同じ）を発見したときは、乙に対し直ちに通知し、適当な期限を定めて他の良品と交換又は修補若しくは損害賠償を請求することができる。

2 乙は前項により甲から損害賠償の請求を受けたときは、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。

3 乙が指定された期日までに損害賠償金を納付しない場合の遅延利息については、第9条を準用する。

4 乙が第1項の規定による期日までに他の良品と交換又は修補しない場合の遅滞料については、第8条第1項を準用する。ただし、天災地変、その他の乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合はこの限りでない。

（代金の支払）

第16条 この契約に定める物品の代金は第13条の規定により契約物品の所有権が乙から甲に移転したのち、乙が適法な支払請求書を甲に提出し、甲がこれを受

理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。） 以内の日に支払うものとする。

（相 殺）

第17条 甲は乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づいて乙に支払うべき代金と相殺することができる。

（支払遅延利息）

第18条 甲が第16条に規定する約定期間までに代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払いの金額に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第8条第1項で決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等止むを得ない事由に因る場合は当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 甲が第12条に規定する検査期間までに給付完了の確認をしないときはその期間を経過した日から完了を確認した日までの期間の日数は約定期間の日数から差引くものとする。また、当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合には、約定期間は満了したものとみなし、甲はその越える日数に応じ前項の計算の例に準じ前項に定める利率をもって計算した金額の遅延利息を乙に対し支払わなければならない。

（契約保証金の処分）

第19条 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反（納入延期を除く。）したときは、乙が納付している契約保証金は国庫に帰属する。

2 前項のほか、この契約により乙が甲に対し損害を賠償する場合、その賠償額が契約保証金に満たないときは契約保証金は国庫に帰属する。又、契約保証金を超えるときは当該保証金は国庫に帰属するほか乙はその不足額を甲に納付しなければならない。

（契約の無償解除）

第20条 天災地変その他乙の責に帰し難い理由により、乙が契約の解除を申出て、甲がこれを認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（契約の有償解除）

第21条 甲は乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除するものとする。この場合契約保証金の納付を免除しているときは、違約金として契約金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。

（1）乙の責に帰する事由（乙の資産信用が著しく低下した場合を含む）により納期又は甲の承認した納期内に乙が契約を履行する見込みがないとき。

（2）甲乙双方の責めに帰することができない理由により納期又は甲の承認した納期内に乙が契約を履行する見込みがないとき。

(3) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約を履行する見込みがないとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 甲は自己の都合によって解約年月日を明示した文書によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合乙は30日以内の日に文書をもって損害賠償の請求をすることができる。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

4 乙が第1項の違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合は、第9条を準用する。

(相手方に対する通知の効力発生の時期)

第22条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持)

第23条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩又は利用してはならない。

(契約履行上の甲の指示)

第24条 乙はこの契約書に記載のない事項でも、契約を履行する上で甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第25条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(その他)

第26条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 この契約に関する訴訟は東京地方裁判所の管轄に属する。

上記の契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各自1通を保有するものとする。ただし、紙による場合は、双方記名捺印を要する。